

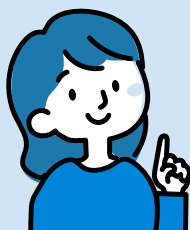
あなたにも  
正しく知ってほしい!

# マイナンバー 制度のこと

本格的な運用が始まっています

詳マイナンバー主幹 ☎(32)6492

平成28年1月からスタートした、マイナンバー制度。  
改めて、マイナンバー制度について皆さんに知っていただきたいことをお伝えします。



## マイナンバー制度について知ってほしい3つのこと

知ってほしい! ①

マイナンバーと  
マイナンバーカードの  
用途や仕組みは違うんです!

マイナンバー(個人番号)とは

日本に住民登録がある全ての人に割り振られている**12桁の番号そのもの**のことです。行政機関間で正確・迅速に個人を特定するために使用するもので、法律で限定された行政事務に限り、利用したり集めたりすることができます。

なお、他人のマイナンバーを知ったからといって、個人情報等を調べたり、成り済ますことはできません。

音、斎、齋  
辺、邊、邊



マイナンバーカードの仕組み

マイナンバーカードは、インターネット上で本人確認するための「電子証明書」が搭載されたカードで、この仕組みを活用して官民がさまざまなサービスを始めています(マイナンバーそのものは利用しません)。

電子証明書には、プライバシー性の高い情報は記録されていないので、持ち歩いて心配ありません。なお、運転免許証のように身分証明書としても利用できません。

お知らせ

沼ノ端コミセンではマイナンバーカード臨時窓口を開設中!  
申請に必要な顔写真の無料撮影、休日開設日など、詳しくはこちら



知ってほしい! ②

情報連携で行政手続きが  
楽になったんです!

情報連携って何っ?!! 変わるの??

これまで、市役所などで手続きを行うときに住民票や課税証明書、健康保険証などの添付書類が必要な場合がありますが、行政機関間で情報をやりとりすることで、申請する方に用意していただく書類が減りました。情報のやりとりには、決められた職員のみが利用できる専用のシステムを利用します。

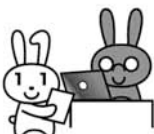
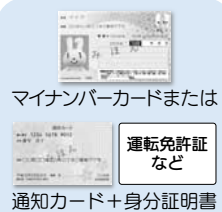
情報をやりとりできる手続きは段階的に拡大していきます。対象の手続きは、申請窓口でご確認ください。

今まで必要だった書類が...

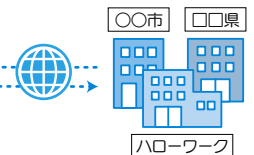


あっちに行ってあの書類、こっちに行ってこの書類...  
必要な書類を自分で回って集めて...

情報連携により省略できます!



書類を用意する手間が減って手続きが楽に!



専用のシステムで情報をやりとりします